

## セーフティネット専用住宅登録促進事業について

区は、高齢者や障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者(以下「要配慮者」という)の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、要配慮者と民間賃貸住宅のオーナーに対する支援として、居住支援協議会の設立による相談支援体制の構築や様々な入居支援事業を行っている。

このたび、要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給を促進するため、要配慮者のみが入居可能なセーフティネット専用住宅として登録される住宅の改修費用の一部を補助する事業を以下のとおり実施する。

### 1 補助事業の概要

#### (1)補助対象者

区内の民間賃貸住宅の所有者等

#### (2)補助対象となる住宅

セーフティネット専用住宅として登録される住宅

#### (3)補助対象となる主な改修工事

- ・バリアフリー改修工事
- ・間取り変更工事
- ・防火又は消火対策工事
- ・子育て世帯対応改修工事
- ・共同居住用住居に用途変更するための工事

#### (4)補助額

対象工事に要する費用の3分の2、1戸あたり上限100万円

#### (5)その他

セーフティネット専用住宅としての管理期間が10年以上であること。

### 2 今後の予定

令和4年7月 事業開始

区ホームページ及び区報による周知

不動産関係団体、住み替え支援協力不動産店への周知